

## 地方独立行政法人岩手県工業技術センター安全保障輸出管理規程

制定 令和7年4月1日

## (目的)

第1条 本規程は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「本機関」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職員等」とは、地方独立行政法人岩手県工業技術センター就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に定める職員及び本機関との契約等に基づいて本機関の業務に従事する者をいう。
- (2) 「所管部長」とは、地方独立行政法人岩手県工業技術センター組織規程第8条に定める部長及び特命部長の職にある者をいう。
- (3) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び当該法律に基づく政令、省令、通達等をいう。
- (4) 「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (5) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (6) 「特定類型該当者」とは、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿易局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (7) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (8) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として国外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (9) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (10) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表第1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (11) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (12) 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (13) 「公知の技術の提供」とは、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第九号に該当する技術をいう。
- (14) 「一次審査」とは、職員等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合に、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認することをいう。
- (15) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (16) 「取引審査」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、本機関として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (17) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (18) 「大量破壊兵器等の開発等」とは、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (19) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (20) 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

## (適用範囲)

第3条 本規程は、本機関の職員等が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

## (基本方針)

第4条 本機関の輸出管理の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 適切な輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を図る。

## (最高責任者)

第5条 本機関の輸出管理の最高責任者は、理事長とする。

2 最高責任者は、以下の業務を行う。

- (1) 本規程の制定・改廃
- (2) 外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策の構築
- (3) その他、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定

## (輸出管理統括責任者・輸出管理事務局)

第6条 最高責任者の下に、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、企画支援部の部長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、以下の業務を行う。

- (1) 本規程の改廃案の作成
- (2) 運用手続の制定・改廃
- (3) 一次審査の最終的な承認
- (4) 該非判定の最終的な承認
- (5) 取引審査の最終的な承認
- (6) 特定類型該当者の把握
- (7) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続
- (8) 文書管理
- (9) 監査
- (10) 指導・教育
- (11) その他本規程に定められた業務

3 統括責任者を補佐し、輸出管理に関する事項について企画、連絡調整し、並びに職員等からの相談、通報、及び依頼人確認への対応にあたるための輸出管理事務局(以下「事務局」という。)を、企画支援部に置く。

## (輸出管理責任者)

第7条 本規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、企画支援部を除く各部に輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、各所管部長をもって充てる。

2 管理責任者は、統括責任者の指示の下に、当該部の輸出管理に関する以下の業務を行う。

- (1) 当該部における一次審査の承認
- (2) 輸出管理に関する指導・教育
- (3) その他統括責任者が必要と定める事項

## (輸出管理委員会)

第8条 本機関の輸出管理に関する重要事項を審議するため、最高責任者の下に輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 職員等に対する研修・啓発活動に関する事項

- (4) 監査に関する事項
  - (5) その他輸出管理に関する重要事項
- 3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は最高責任者とする。
- (1) 最高責任者
  - (2) 統括責任者
  - (3) 管理責任者
  - (4) その他最高責任者が必要と認めた者

(依頼人確認)

第9条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、依頼人確認シート(様式第1号)に基づき、非居住者又は特定類型該当者への該当性について確認を行い、一次審査の手続の要否について、事務局による確認を受けなければならない。ただし、一次審査を行う必要があることが明らかな場合は、依頼人確認シートによる依頼人確認を省略することができる。

(一次審査)

第10条 依頼人確認で審査が必要な場合は、事前確認シート(様式第2-1号または様式第2-2号)に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術)の適用判定等について確認を行い、管理責任者と統括責任者による一次審査を受け、取引審査の必要性について承認を得なければならない。

2 前項の承認が得られてない場合は、当該技術の提供や貨物の輸出を行ってはならない。

(該非判定)

第11条 取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、該非判定票(様式第3号)を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) 本機関で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする担当者(以下「担当者」という。)は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定するための書類を作成し事務局に提出する。
- (2) 本機関外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする担当者は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様の書類を作成し事務局に提出する。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本機関として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略してもよい。

(用途確認)

第12条 担当者は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、用途チェックシート(様式第4号)及び明らかガイドラインシート(様式第5号)を用いて確認し、事務局に提出する。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者等確認)

第13条 担当者は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するかを、需要者チェックシート(様式第6号)等を用いて確認し、事務局に提出する。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査及び外為法等に基づく許可の申請等)

第14条 一次審査で取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点

- から、担当者は、事務局のサポートを受け、審査票（様式第7-1号または様式第7-2号）を起票して管理責任者による確認を受け、委員会による審議を受けなければならない。
- 2 審査票には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。
  - 3 委員会の審議を経て統括責任者の承認を得ることなく取引を進めてはならない。
  - 4 委員会の審議の結果、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。
  - 5 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
  - 6 外為法等に基づく許可が必要になった技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

#### （技術の提供管理）

第15条 技術を提供する場合、第10条の一次審査及び第14条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条の一次審査により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

#### （貨物の出荷管理）

第16条 貨物を輸出する場合、第10条の一次審査及び第14条の取引審査の手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条の一次審査により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

#### （文書管理又は記録媒体の保存）

第17条 統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

#### （監査）

第18条 統括責任者は、輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行う。

- 2 監査の実施手続は、内部監査規則に準ずる。

#### （調査）

第19条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、必要に応じて、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

#### （指導・教育）

第20条 統括責任者及び事務局は職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

- 2 統括責任者及び事務局は、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

#### （報告）

第21条 外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反

したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(事務の所管)

第22条 本規程に関する事務処理は、企画支援部で行う。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

本規程は、令和7年4月1日から施行する。